

県独自の感染警戒レベルの見直しについて

令和4年4月26日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 見直しの内容

- 現行の感染警戒レベルの設定を、国のレベル分類を利用したものに改める。
※「感染警戒レベル」という名称は引き続き使用する。
- 今後の注意喚起は、必ずしもレベルにとらわれず、対象や地域を絞るなど、柔軟な形をとる。

2 見直しの理由

- オミクロン株の特性を踏まえた上で、今後は医療提供体制の逼迫状況をより重視したものとし、感染症対策と社会経済活動を両立していく必要があるため。

3 見直しによる効果等

- 国のレベル分類との併存が解消され、わかりやすくなるとともに、東北においても完全に独自のレベル設定をしているところがなく、他県との比較も容易になる。
- 見直し後のレベルは、主に医療提供体制の逼迫にかかる警戒の度合いを示すものとなり、県民への要請は、それ以外にも感染状況を踏まえたきめ細かいものとなる。

4 国のレベル分類を利用する上で用いる指標

- 別紙のとおり。
- なお、指標により一律に判断せず、新規陽性者の発生状況、入院・療養者数等も踏まえ、総合的に判断する。

5 見直し後の感染警戒レベル

- レベル2とする。

新型コロナウイルス感染症に対応する新たな感染警戒レベル

令和4年4月26日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

国のレベル分類	県のレベル分類と状況等（※1）	県民への注意喚起の時期や内容（※2）	（従前）県独自の警戒レベル	
レベル4（避けたいレベル） ○一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない状況 （最大確保病床数を超えた数の入院が必要）	レベル4（避けたいレベル） ○一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない状況			
レベル3（対策を強化すべきレベル） ○一般医療を相当程度制限しなければ、コロナへの医療対応ができない状況 （強い対策を講じる必要） <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">レベル3への移行は、「3週間後に必要とされる病床数」が確保病床数到達した場合、病床・重症病床使用率が50%を超えた場合に、都道府県が総合的に判断</div>	レベル3（対策を強化すべきレベル） ○一般医療を相当程度制限しなければ、コロナへの医療対応ができない状況 ・病床使用率50%超 ・重症病床使用率50%超	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を検討 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">○一般医療への影響が深刻化するおそれがあるとき 『感染拡大警報』</div>	レベル5+【緊急事態】 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を検討 ・新規感染者数 250人～/週 ・病床確保フェーズ 6 ・病床使用率 60%～	
レベル2（警戒を強化すべきレベル） ○新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができていく状況	レベル2（警戒を強化すべきレベル） ○新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができていく状況 ・病床使用率20%超 ・重症者数3人以上	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">○一般医療へ影響するおそれがあるとき 『感染拡大注意報』</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">●人流が増加する時期 進学・就職、GW、お盆、年末年始等 『基本的な感染防止策の徹底のお願い』 ●特徴的なクラスター発生や局地的な感染拡大要因分析後 『要因分析を踏まえた注意喚起』</div>	レベル4【特別警戒】 ・新規感染者数 50人～/週 ・病床確保フェーズ 5、6 ・病床使用率 20%～	レベル5【非常事態】 ・新規感染者数 100人～/週 ・病床確保フェーズ 6 ・病床使用率 40%～
レベル1（維持すべきレベル） ○安定的に一般医療が確保され、コロナ対応の医療も可能な状況	レベル1（維持すべきレベル） ○安定的に一般医療が確保され、コロナ対応の医療も可能な状況		レベル2【注意】 ・新規感染者数 1人～/週 ・病床確保フェーズ 2、3 ・病床使用率 10%未満	レベル3【警戒】 ・新規感染者数 25人～/週 ・病床確保フェーズ 4、5 ・病床使用率 10%～
レベル0 ○大都市圏で感染が持続していても、都道府県によって新規陽性者がゼロの状況	レベル0 ○新規陽性者数ゼロを維持できている状況		レベル1 ・新規感染者数 0人 ・病床確保フェーズ 1	

※1 レベルの移行は上記指標により一律に判断せず、次の内容も踏まえ、総合的に判断する。
 ・新規陽性者の発生状況（人数、年齢、地域、県外の感染状況） ・感染の広がり（クラスターの発生状況等）
 ・入院、療養者数、ワクチンの接種状況

※2 どのレベルにおいても、基本的な感染防止策徹底の呼びかけは行う。
 感染拡大警報、感染拡大注意報は、状況が好転した時点で解除する。